

安浦デイサービスセンター 重要事項説明書

【通所介護】

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3470503792号)

当事業所は契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 呉同済義会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県呉市中央5丁目12番21号 |
| (3) 電話番号 | 0823-21-5395 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 三宅清嗣 |
| (5) 設立年月 | 大正10年6月16日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業の種類 | 指定通所介護事業所・令和5年7月3日指定
広島県3470503792号
※当事業所は特別養護老人ホーム春香園に併設されています。 |
| (2) 事業の目的 | 居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。 |

- (3) 事業所名称 安浦デイサービスセンター
 (4) 事業所在地 広島県呉市安浦町内海北2丁目4番24号
 (5) 電話番号 0823-84-7400
 (6) 施設長氏名 堀田 清 美
 (7) 運営方針 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月 平成4年3月30日
 (9) 利用定員 35人 【通常規模型 通所介護事業所】
 (10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 〔介護老人福祉施設〕 令和5年7月3日指定 広島県 3470503800号
 〔短期入所生活介護〕 令和5年7月3日指定 広島県 3470503800号
 〔介護予防短期入所生活介護〕 令和5年7月3日指定 広島県 3470503800号
 〔居宅介護支援事業〕 令和5年7月3日指定 広島県 3470503826号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 安浦・川尻・黒瀬・安芸津
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日・祝日 但し 12/31 ～ 1/3 までを除く
受付時間	月～金曜日・祝日 8時30分～17時30分 土・日曜日（休日）併設の特別養護老人ホーム春香園で受付 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～金曜日・祝日 9時～16時10分

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定介護予防通所介護サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	常勤換算
1. 事業施設長	1名	1名
2. 介護職員	5名	5名以上

3. 生活相談員	1名	1名以上
4. 看護職員	1名	1名以上
5. 機能訓練指導員	(1)名	1名兼務
6. 介護支援専門員		
7. 管理栄養士		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 … 8：30 ～ 17：30 ☆原則として職員1名あたり利用者7名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 … 8：30 ～ 17：30 ☆原則として1名以上の看護職員が勤務します。 （常勤兼務・非常勤を含む）
3. 機能訓練指導員	看護職員（兼務）が担当します。

☆土日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービス利用料金については、原則として負担割合証に応じた部分が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては契約者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と契約者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

☆共通的服务

契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行います。（食事時間） 11：45～13：00
- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 原則、契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただきます。
- ・ ご希望又は、その日の体調等によっては、食事の変更は可能です。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 契約者の排泄の介助を行います。

④送迎（8：30～9：30 の予定で送迎を行っております。）

- ・ 契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
- ・ ご自宅まで送迎いたしますが、車輛の進入が困難な場合には事前にご相談下さい。また、天候や交通事情により遅れる場合もありますのでご了承下さい。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）※下記の表は1割負担の場合です。2割または3割負担の場合には、3．サービス利用に係る自己負担額が2倍または3倍の金額になります。

1． 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,580 円	要介護 2 7,770 円	要介護 3 9,000 円	要介護 4 10,230 円	要介護 5 11,480 円
2． うち、介護保険から給付される金額	5,922 円	6,993 円	8,100 円	9,207 円	10,332 円
3． サービス利用に係る自己負担額（1－2）	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円

※送迎を含みます。入浴された場合、入浴介助加算 40 円／回が必要となります。

別途、サービス提供体制強化加算 22 円／回、科学的介護推進体制加算 40 円／月、栄養アセスメント加算 50 円／月、また 1 か月ご利用の合計額に介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）が加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画または居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
☆契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）②参照）

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用

契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：１回あたり６００円

③レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求します。以下のいずれかの金融機関を決めていただき、翌月２０日に自動引き落としにてお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ひろしま農業協同組合
広島市信用組合
呉信用金庫

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

○利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（５）守秘義務等（契約書第 10 条参照）

1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

6. 苦情の受付、ハラスメントについて（契約書第 20 条参照）

事業所は提供した通所介護サービスに関する契約者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため次の掲げる通り必要な措置を講じます。

事業所は受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、契約者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を行います。

事業所は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

（１）当事業所における苦情・ハラスメント・虐待等に関する受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付責任者 … 堀 田 清 美 [職名] 管理者

○受付窓口担当者 … 福 本 博 勝 [職名] 相談員

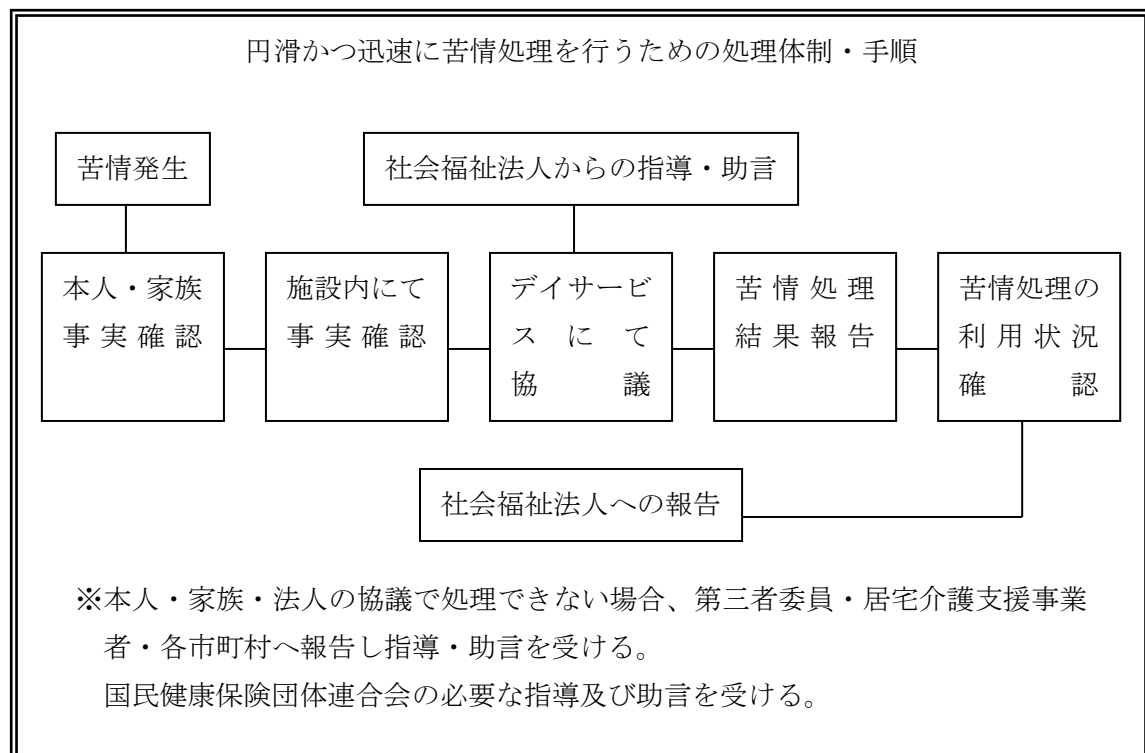
○受付時間帯 … 9：00～17：30 [毎週月曜日～金曜日]

○連絡先電話番号 … 0823-84-7400

サービス提供に関する苦情等の相談は、第三者委員に直接申し出ることもできます。

○第 三 者 委 員 … 河 野 隆 司 [職名] 呉市社会福祉協議会常務理事兼事務局長

○連絡先電話番号 … 0823-25-7006



（２）行政機関その他苦情受付機関

呉市役所介護保険課	所在地 呉市中央４丁目１番６号 電話番号・FAX ０８２３－２５－２６２６ 受付時間 ９：００～１７：００
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町１９－４９ 電話番号・FAX ０８２－５５４－０７８３ 受付時間 ８：３０～１７：１５
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町１２－２ 電話番号・FAX ０８２３－２５４－３４１１ 受付時間 ９：００～１７：００

７．虐待の防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待を防止のための指針を整備します。

- ③虐待を防止するための定期的な研修を行います
- ④虐待の防止に関する担当者を設置します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体拘束について

事業所は、当該契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 業務継続計画の策定について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等（以下「業務継続計画」という。）を策定し、研修の実施、訓練を定期的 to 実施し周知します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 加算されるサービスについて

○入浴介助加算（Ⅰ）… 40 単位（1 回毎）

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）… 22 単位（1 回毎） ※以下のいずれかに該当。

①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 70 % 以上の場合②勤続 10 年以上介護福祉士 35 % 以上③サービスの質の向上に資する取組を実施していること。

○科学的介護推進体制加算 … 40 単位（1 か月）

ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況など、心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど情報を適切かつ有効に活用している場合。

○栄養アセスメント加算 … 50 単位（1 か月）

低栄養状態の解決すべき課題を把握し、管理栄養士と多職種の者が共同して情報の管理及び報告を行い、必要に応じてアセスメント情報の活用をしている場合。

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…（通所介護合計＋体制加算）× 9.2 %（1 か月）

介護サービスに従事する職員の処遇改善を図るための加算制度。（Ⅰ）の算定要件は、キャリアパスⅠ、Ⅱ、Ⅲの全てと職場環境等要件を満している場合とする。

I...職務内容に応じた任用要件の整備 II...資質向上の計画を策定し研修の実施及び研修の機会を設ける III...経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給判定の仕組みを設ける 職場環境等要件...賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施する。また、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。
※利用者ごとの1か月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に9.2%を乗じた基準額に対し、介護負担割合証に記載の割合に応じた額となる。

事業者は、契約者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所名 安浦デイサービスセンター

説明者 職名：

氏名： 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)通所介護サービスの提供開始に同意しました。

また、第10条第2項及び第3項に定める契約者の個人情報の使用について、同意します。

契約者 住所： _____

氏名： _____ 印

私は、契約者本人の契約意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

署名代行者 氏名： _____ 印

(契約者との続柄： _____)

私は、第10条第2項及び第3項に定める家族等の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住所： _____

氏名： _____ 印

(契約者との続柄： _____)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 412㎡
- (3) 事業所の周辺環境 町の中心に位置し、商店や小学校、民家に囲まれ地域の皆様に愛され親しまれています。そのため普段の生活の延長のような家庭的な雰囲気の中で楽しいひとときを過ごすことができます。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

7名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名以上の看護職員を配置しています。(機能訓練指導員を兼務)

機能訓練指導員…看護職員(兼務)が契約者の機能訓練を担当します。

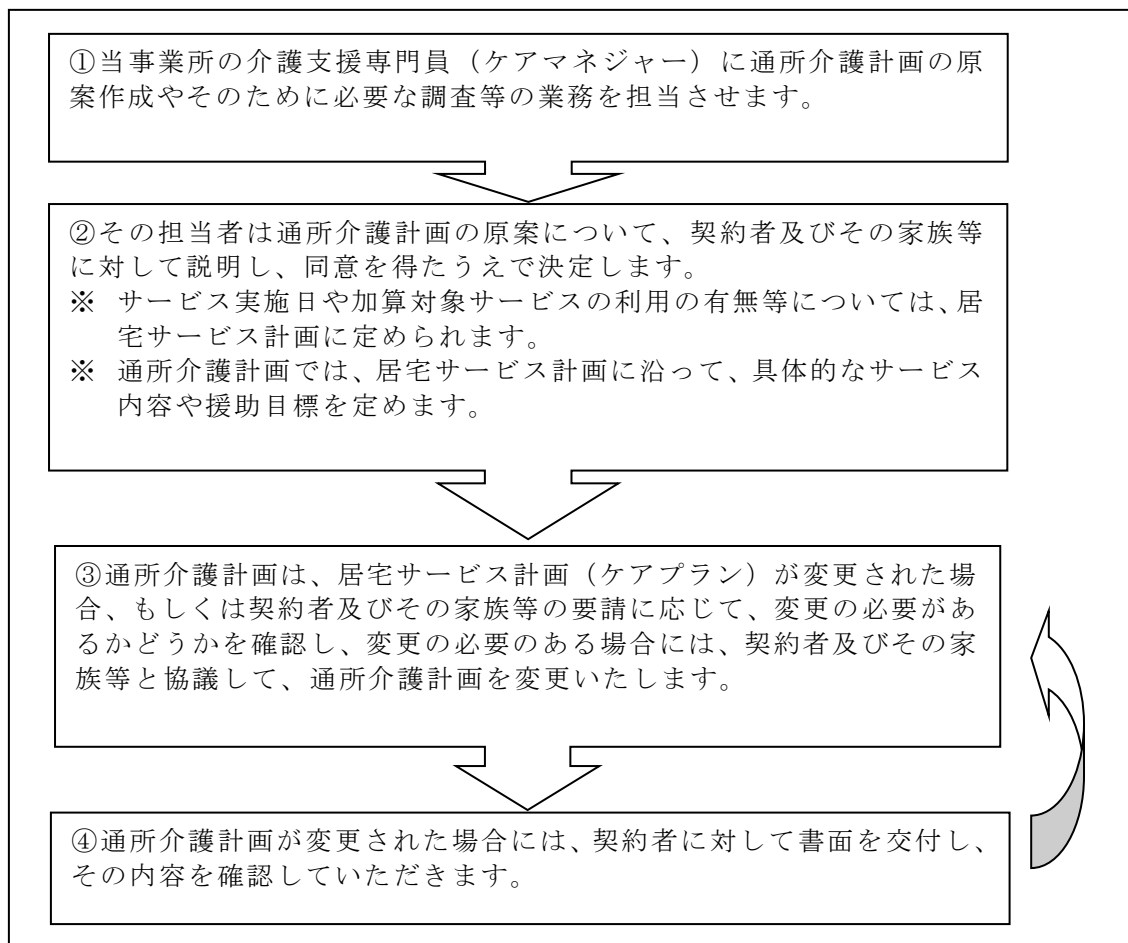
3. 介護職員による服薬等について

当事業所では、免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを契約者又は家族に伝えている場合に、事前の契約者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により契約者ごとに区分し授与された医薬品について、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助します。

(具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付点 眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。)

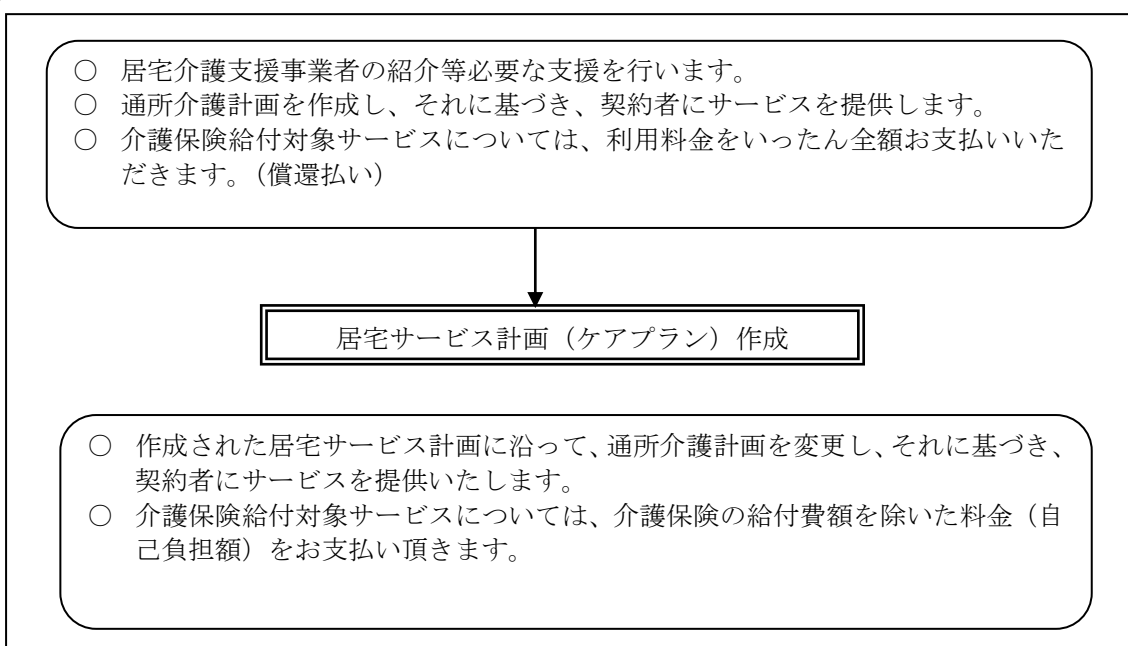
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

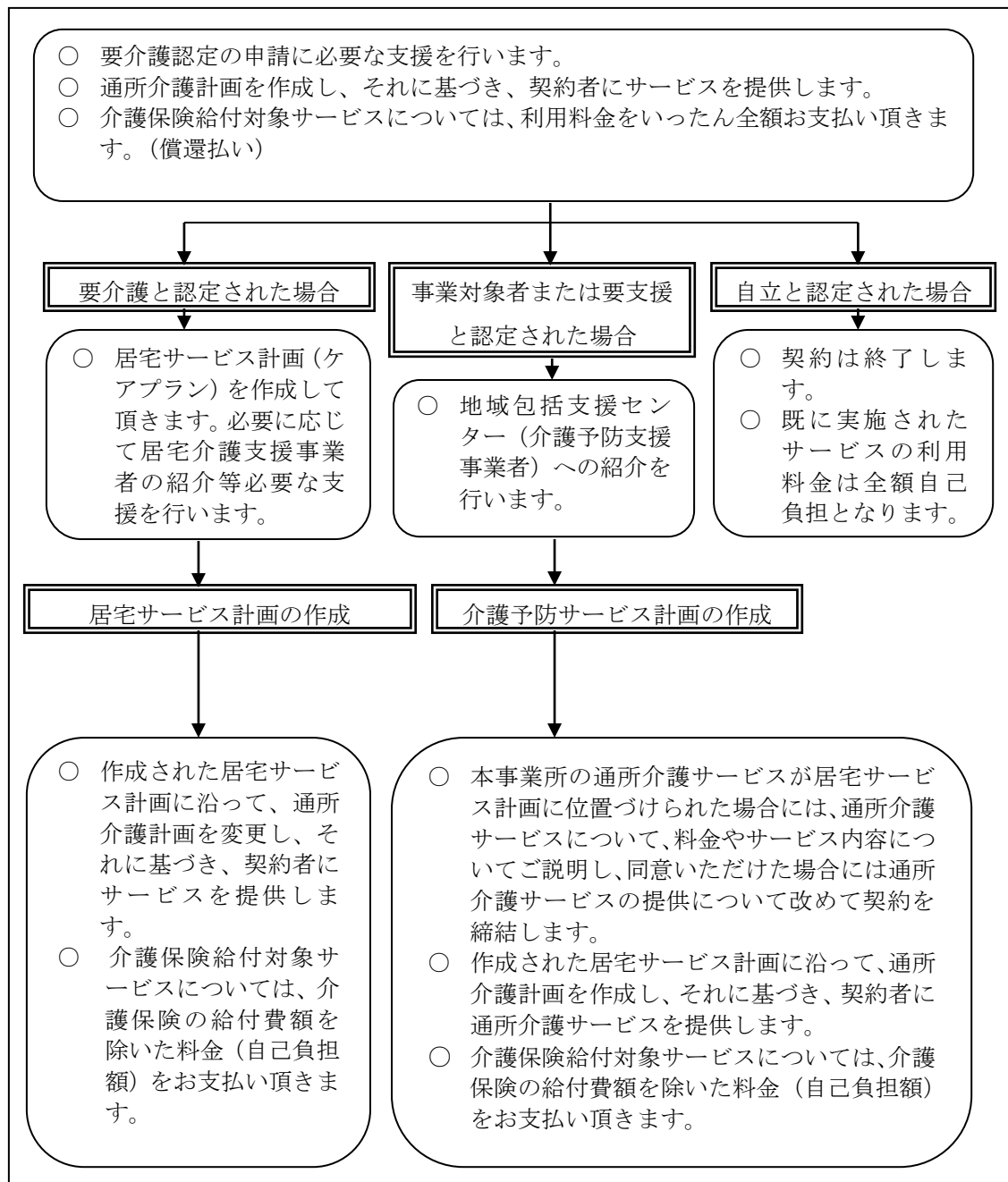


（２）契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



5. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。

- ③契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
- サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（２）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

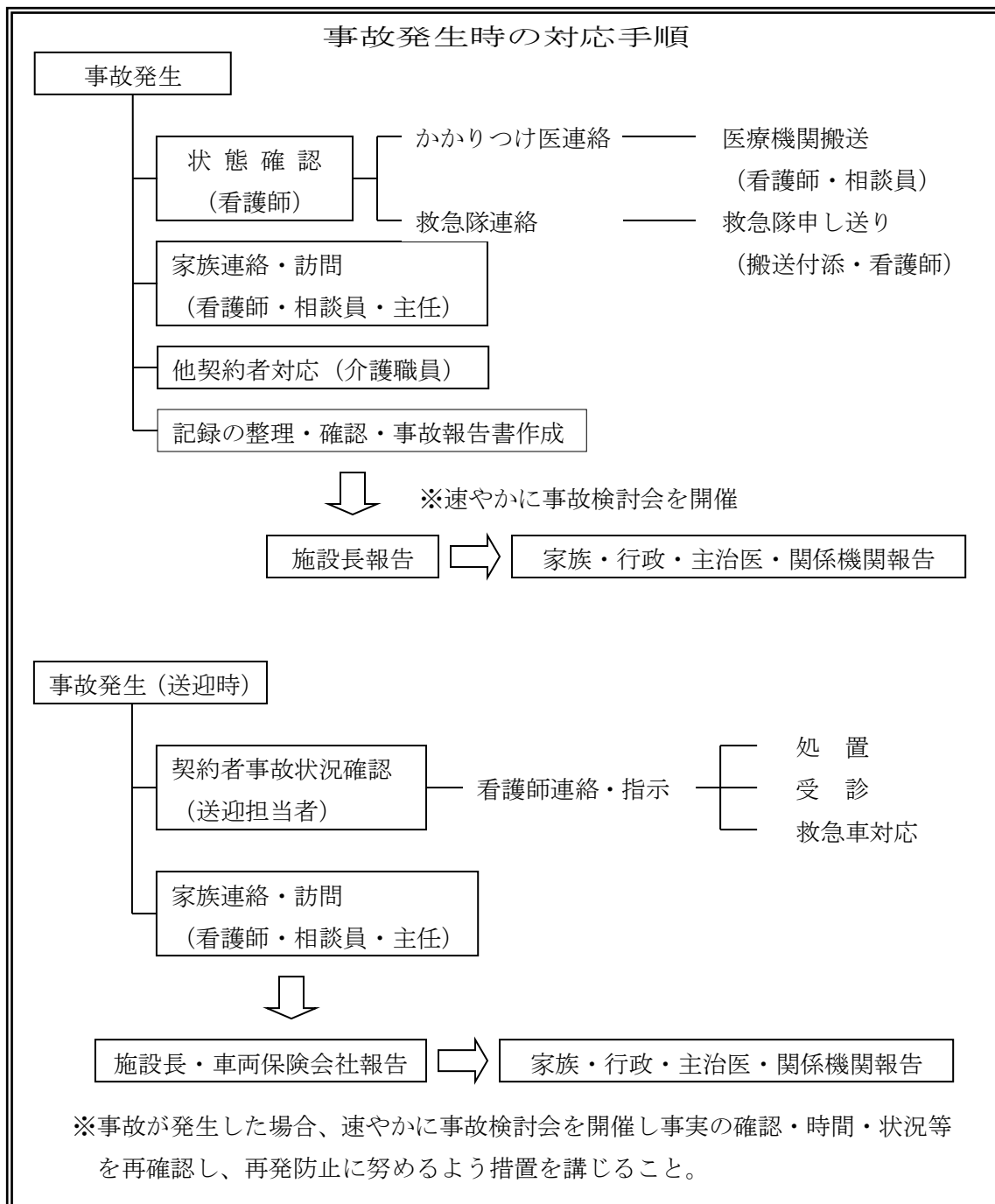
7. 事故発生時の対応及び損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

契約者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故が生じた際には、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、原因を解明し、再発生を防ぐため対策を講じます。

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。



8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。